

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 60 号

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則

川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年川西市規則第49号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の見出し及び2項を加える。

（遡及適用等）

- 2 この規則による改正後の川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年10月31日までの間に、退職、死亡等によって会計年度任用職員でなくなった者の令和7年4月1日から令和7年9月30日までの号給については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。